

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は社会福祉法人いずみ保育園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び幹事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは定款第五条に基づき置かれるものをいう。
- (5)報酬等とは報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人の役員及び評議員は無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規定をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。